

# 子宮頸がん予防ワクチン予防接種説明書

(ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種を受けるにあたっての説明)

～接種にかかせない情報です。必ずお読みください～



## 【子宮頸がんとは？】

子宮頸がんは、子宮の入り口にできるがんです。近年、35歳をピークに20～40歳の日本女性で子宮頸がんの発病や死亡が増えています。子宮頸がんは、女性なら誰でもかかる可能性のある病気です。

原因やがんになる過程がほぼ解明されている予防できるがんです。原因の殆どは、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染です。子宮頸がんの予防には「ワクチン」と「検診」が有効です。

## 【ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症について】

ヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微少なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が、生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染する HPV のうち少なくとも 15 種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型 HPV」と呼ばれています。高リスク型 HPV の中でも 16 型、18 型とよばれる 2 種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約 70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも 90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

## 【予防接種の効果と副反応について】

ワクチンの中には、いくつかの種類ヒトパピローマウイルス（HPV）のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPVにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては、下記のとおりです。

### ヒトパピローマウイルスワクチンの主な副反応

主な副反応は、発熱や、局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後30分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

## 【ヒトパピローマウイルスワクチンは2種類】

同一のワクチンを3回続けて接種して下さい。

### 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（商品名：サーバリックス）

- ・HPV16型、18型の感染を予防するワクチンです。
- ・接種方法は、以下のとおりです。十分な予防効果を得るためには3回接種する必要があります。

### 【標準的な接種】

1回目      2回目（1回目接種から1か月後）      3回目（1回目接種から6か月後）

（やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、下記に注意して下さい。）

- \* 2回目は、1回目の接種から1か月～2か月半の間隔で接種して下さい。
- \* 3回目は、1回目の接種から5～12か月の間隔で接種して下さい。

### 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（商品名：ガーダシル）

- ・HPV6型、11型、16型、18型の感染を予防するワクチンです。
- ・接種方法は、以下のとおりです。十分な予防効果を得るためには3回接種する必要があります。

### 【標準的な接種】

1回目      2回目（1回目接種から2か月後）      3回目（1回目接種から6か月後）

（やむを得ず接種間隔の変更が必要な場合は、下記に注意して下さい。）

- \* 2回目は、1回目の接種から1か月以上の間隔で接種して下さい。
- \* 3回目は、2回目の接種から3か月以上の間隔で接種して下さい。

## 【予防接種による健康被害救済制度について】

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、越前市健康増進課へご相談ください。

## 【接種に当たっての注意事項】

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

明らかに発熱（通常37.5 以上をいいます）がある場合

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合

受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合

明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けている場合

その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は、接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

～ワクチンを接種した後も、20歳を過ぎたら定期的に子宮頸がん検診を受診しましょう～

**<問合せ> 越前市健康増進課(24 - 2221)**越前市府中一丁目 11-2(越前市福祉健康センター内)